

財團法人明治聖德記念學會紀要 第五十八卷

研究

(本紀要所載文章は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

信州北佐久郡小沼村高山家後庭内奉安 明治天皇御生祠

本會研究所長 加藤玄智
文學博士

余は昭和十六年(一九四一)十一月八日、長野縣信州北佐久郡小沼村馬瀨ませくち口くちの高山永三郎昌美大人(當主郷三氏・重徳)邸を訪問して、同邸園内の明治天皇御生祠に參拜するの光榮に浴した。余は多年本邦生祠の研究に従事中、明治天皇の御生祠を、或は奥州石巻港に、或は廣島市に幾多參拜の機會を得たが、今回又高山家の御生祠に參拜して感激を一層深くして居る次第である。以下高山家奉安の明治天皇の御生祠に就いて叙述してみよう。

明治十一年(一九二五)明治天皇御巡幸の際、同年の九月七日車駕は北佐久郡小沼村即ち馬瀨口村の高山邸に駐り、御小休遊ばされた。同家の後方北久保に、今日でも滾々として清水が湧出してをる。是れ天皇の御膳水である。

信州北佐久郡小沼村高山家後庭内奉安明治天皇御生祠 (加藤)

右様の次第で、高山永三郎氏の親父重三郎昌孝大人（明治四十二年二五〇九九月九日歿）は、明治十一年一八七八十月六日、庭内に明治天皇の御生祠を創建して、明津神に在す明治天皇を御祭り申上げたのである。是れ重三郎氏の息永三郎氏が、朝な夕な御幸のあとををろがみて

むくいまつらな世々の我が子ら

と謹詠し奉つた所以である。

斯くして明治十二年一八七九から現今に至る迄、毎年九月七日の御祭は一度も断絶したことがない。是れ神職猿田道三氏が、昭和十三年一九三九八月二十六日、高山永三郎氏の御神號一百万字書寫結願報告祭の祝詞に於て、

明治天皇爾波明治十一年九月七日：高山家爾御聖輩乎駐女佐世良禮：當家爾且波翌十二年與里尊伎事乎忝計那美奉里
互紀念乃御祭奉仕今爾及比且變波留事無志

と云つて居る所以である。此の御生祠は明治十一年一八七八十月六日創始された時は、木造であつたのだが、腐朽したので、明治二十五年一九〇二現今の石造の御宮に改築されたのである。改築の際、その石祠の兩側に其改築の由來が彫刻されて、次の如く刻されて居る。

東側面刻文に曰く

紀元二千五百三十八年戊寅秋

今上皇帝陛下東海北陸二道御巡幸九月七日昌孝邸爲行在所、此年十月六日建妥宮奉御眞

西側面刻文に曰く

明治二十五年壬辰四月吉辰宮祠建造焉

高山重三郎昌孝敬立

爰に云ふ紀元二千五百三十八年は明治十一年(二五三八)であり、四月吉辰は當時立會の神主會根眞篤氏の御神體(明治天皇御寫眞)の箱書の文字から四月二十八日と云ふことが分かる。

之に由つて見ても、此御生祠が明治十一年に創立された事は明かで、その木造の御生祠は、一朝朽廢したから更に明治二十五年(二五五二)に、永世朽廢せぬ様、石造に改築されたのである。此事は明治二十年(二五四七)に書いた貫名正郝氏の馬瀬口御小休所記からも明瞭に窺はれるのである。左の通りである。

馬瀬口御小休所記

明治十一年秋

聖上巡幸東海北陸二道盛典也九月七日小憩長野縣北佐久郡馬瀬口村高山昌孝宅前六月二十一日長野縣令楢崎寬直來檢視宅中命爲行在所八月三日導内務少輔正五位林友幸宮内少書記官從六位櫻井純藏以下官員十七人來指揮御座所九日縣廳下附門標署曰御小休所二十四日上書縣廳陳御膳水之事水在北久保地距行在北東大凡六十步清泉湧出玲瓏明潔水質最佳即昌孝所有也又自修繕行在所二十七日功成九月三日縣令奉迎聖駕於輕井澤途次來檢之七日午前第八時乘輿臨門宮内卿正二位德大寺實則駿乘右大臣從一位岩倉具視參議大藏卿大隈重信宮内大輔正五位杉孫七郎陸軍少輔正五位大山巖内務大書記官正六位品川彌二郎大警視正五位川路利良一等侍補正五位土方久元一等侍醫從五位伊東方成宮内大書記官從五位香川敬三宮内大書記官從五位山岡鐵太郎其他侍從以下扈從焉休憩一時間第九時發蹕主上步出門外徐御輿群臣從之此日賜昌孝於金什伍圓後九月十六日長野縣傳宮内省命又賜什圓十月六日昌孝建宮於宅後園奉御眞生祠之 先是北國諸

信州北佐久郡小沼村高山家後庭内奉安明治天皇御生祠(加藤)

藩加賀以下朝覲江戸者多過此地廢藩之後已十年無復貴人之來者今不圖奉迎中興聖明天子巡狩盛典之駕千歲之一時可謂無疆幸福昌孝感喜不能自措宜乎其生祠之也正祚遊於此昌孝屬記其事以長傳子孫云

明治二十年七月十五日

貫名正祚謹記□□

明治三十四年（二五六一）に、高山永三郎昌美氏の輯録せる駐輦紀念錄に依れば、御生祠の御神體は明治天皇の御眞影（御寫眞）であつて、余に對する昌美氏の直話によれば、明治十一年（二五三八）創立以來、昭和の今日までさうである。明治二十五年（二五五二）改造して石籠とした時には、神職曾根眞懿立合ひ、曾根氏自作の祭文を奏し、明治天皇の寶祚無窮を祈願し奉つたのである。但し此祭文は今は存しないが、此御眞影を入れ奉つた木箱の表面には今上皇帝明治天皇陸仁命と記し、裏面には明治二十五年四月二十八日神官曾根眞懿敬白と記してある。而して御生祠石籠表面に附着して立つて居るのは御幣であつて、石祠御神體の御前立となつてをる。

偕明治二十五年（二五五二）高山重三郎昌孝手記の日記帳を検するに、左の記事が見える。之れに據つても明治天皇の木造御生祠の創立は明治十一年（二五三八）であり、後明治二十五年（二五五二）に石造に改築された事が分る。今其記事を抜抄するに左の如くである。

四月二十八日晴 村社祭典に付、午後永三郎立會、主上宮去る十一年中邸後の園へ板宮建設の處、破損に付、石宮に再建（石工有賀玉吉）

今日神官曾根眞懿を聘し、皇帝陛下の萬歳を祈禱、再建式を午前に舉行す。神官祭文を奉讀す。

之の日記の文に據つて見ても、高山家の御生祠が明治十一年（二五三八）に先づ木造で創立され、尋いで明治二十五年

(二五五三) に石造に改築されて、以て今日に至つて居ることは、何人も疑ふことの出来ない史實であると思ふ。御生祠に關して、その御創築以來の記録、碑文、祠上彫刻の金石文など、その證據資料の整つて居るものとしては、此御生祠の如き稀に見る所のものであらう。

後、明治三十二年(二五五九)には、重野安繹博士の駐輦碑記が撰文され、翌年即ち明治三十三年(二五六〇)に、高山邸門前に此石碑が建てられた。その文は左の通りである。

馬瀬口村駐輦碑記

勅選議員文科大學教授正四位勳四等文學博士重野安繹撰

明治十一年秋 車駕巡幸東海北陸二道九月七日小憩信濃佐久郡馬瀬口村高山昌孝家前是長野縣令桮崎寛直與内務少輔林友幸宮内少書記官櫻井純藏等率僚屬十七人來檢定爲行在所設 御座標於門昌孝所有地名北久保有清泉請充供御至期乘輿到門宮内卿德大寺實則驂乘右大臣岩倉具視大藏卿大隈重信宮内大輔杉孫七郎陸軍少輔大山巖内務大書記官品川彌二郎大警視川路利良一等侍補土方久元一等侍醫伊東方成宮内大書記官香川敬三宮内大書記官山岡鐵太郎以下侍從諸官扈從焉駐 蹕數時 聖上步出門徐御輿群臣從之是日賜金幣於昌孝長野縣亦傳宮内省命有賜養往時北國諸藩加賀侯以下來往江戶者多過此地中興以後變乎絕跡昌孝草莽微賤遭逢明時荷 聖駕臨御之榮感戴無措乃建祠後園奉祀御影與男昌美謀將勒於石傳諸後昆來囑文因書其梗概云

明治三十二年六月

從二位公爵二條基弘題額 正五位日下部東作書

信州北佐久郡小沼村高山家後庭内奉安明治天皇御生祠(加藤)

尙高山家では明治三十三年(二五六〇)重野博士の碑文を石に刻して建てた時に、更に邸園内の御生祠と同形の石籠を碑の右側(向つて)に建て、之を御生祠の遙拜所として奉安した。時に同年十一月十八日であつて、神職猿田道別氏立合ひ、祝詞を奏して御祭典を執行して居る。その祝詞は左の通りである。此祝詞中に「大殿乎母造備且」とあるは、御生祠遙拜の石造神祠を指したものである。

言卷茂綾仁尊俊現御神止大八洲國知食須

天皇命去斯明治十一年九月東海北陸乎巡幸志給比志際此眞筭刈信濃國煙立淺間獄乃麓那留馬瀬口乃里乎通登坐々世志時高山昌孝主乃家宅乎恐久母御小休乃行在所爾充而奉禮止長野縣令檜崎寛直乃仰言蒙里奉里八月三日止云日爾者御先發内務少輔林友幸此家仁臨萬禮懇仁許々太久乃指示世良禮志隨意彌々益夜止奈久日止那久準備仁勤美怠奈久家乃内外乎被比清水手御騰水止爲天波字北久保仁湧出留清貴眞清水乎供閉當日乎待奉里招奉里彌七日止云日爾最恐岐大御登者高山乃家仁駐萬良世給比奴御休憩比給比志波一時餘里仁志手麗四久御發聲在世良禮給比且若干乃金圓乎佐閉下賜波里四者眞仁高山乃家乃山與里母高岐許余奈貴譽仁曾在介留是乎以手今回高山乃家長乎始免産子等村肝乃同人仁相議里其恐貴事乃跡乎千萬乃後世掛手傳聞萬久欲志手撰文者勅撰議員文科大學教授正四位勳四等文學博士重野安釋篆額者從二位公爵二條基弘筆者正五位日下部東作等仁乞比其歴史乎巖石仁令彫紀念乃一大碑乎建設介亦添手大殿乎母造備且年毎仁御祭仕奉良無止須故掛卷毛綾仁恐岐

天神地祇等此狀乎諾比聞食志而

天皇命乃御壽命永久久幸奉里築立流是乃碑文乃底津岩垣動久事奈久常磐仁堅石仁高山乃高岐名譽乎末乃世迄茂遺志玉比

傳閉給閉止齋主社掌猿田道別恐美恐母稱辭竟奉良久止申

明治三十三年十一月十八日

社掌 猿田道別

此の建碑式に於ける高山氏の挨拶の辭は次の如くであつて、これまた參考とすべきであると思ふ。

駐輦碑建設披露之辭

明治十二年五月廿三日北陸東海兩道御巡幸仰出さるゝや、六月廿一日長野縣令楢崎寬直來て高山重三郎の宅中を檢視し御小休所を命ず。八月三日縣令内務少輔林友幸宮内少書記官櫻井純藏等を導き來て御座所を指揮す。八月九日縣廳より御小休所門標を下附せらる、八月廿七日行在所修繕功成り、九月三日縣令聖駕を輕井澤に奉迎の途次來て檢之。九月七日午前八時乘輿臨門、宮内卿徳大寺實則陪乘、岩倉右大臣、大隈參議以下扈從御駐蹕在らせらる。御發蹕には皇上市して門外に至り徐に輿に御し群臣之に従ひ北幸在らせらる。是日金拾五圓を賜はる。後九月十六日宮内省長野縣に傳へ金拾圓を賜はる。草莽の微臣叡聖文武天皇陛下の御盛世に遭逢し、聖駕臨御の榮を得、幸福無疆感泣措く能はず、祠を建て陛下の萬歳を奉祀し、右紀念の爲め御盛事を石に勒せんと欲し、篆額を二條公爵に、撰文を重野文學博士に、書を日下部氏に請ひ、建碑竣功を告ぐ。本日を以て建碑式を行ふに至る。茲に其の頭末を略述し、披露の辭とす。

明治三十三年十一月十八日

高山重三郎

敬白

高山永三郎

超えて明治四十二年己酉（二五六九）一九〇九）日下寛氏は高山氏の爲めに、明治天皇御小休の御座敷を迎變亭と命名し、其の記

信州北佐久郡小沼村高山家後庭内奉安明治天皇御生祠（加藤）

を書いて居られる。該記中にも明治四十二年を距ること二十拾有餘年の昔に「建祠奉祀御影」と記してあつて、此の御生祠の事が立派に記入されて居る。其全文は次の通りである。

迎戀亭記

王室中興之十一年秋車駕巡幸北陸東海二道九月七日駐蹕于馬瀬口村高山昌孝家地距碓氷嶺凡五里在淺間山南麓屬信濃北佐久郡時殘炎未去皇上顧左右特撫庭中泉石賜以金幣若干昌孝感激不知所措乃建祠奉祀御影表其至誠後二十餘年更建駐蹕之碑乞文於成齋重野博士以垂諸後昆高山氏自邨岡五郎平良文其裔高山與兵衛是重元和中墾闢馬瀬口村家爲五傳至安太郎重正重正好文學一鄉嚮化重正子重三郎安重天保七年遭災舊記蕩燼靡遺安重子又四郎昌穩是爲昌孝父祖孫累世蔚爲一鄉望族昌孝既沒其子昌美請予名亭且記之因命以迎戀之亭嗟夫封建爲治也藩費或闕乏輒課富民以金穀謂之用金猷穀其實同重斂苛稅中興之政悉革舊弊車駕所過萬衆驩呼咸謂千載之一遇宜矣高山氏到今拳々不能忘也予因舉其梗槩俾後世子孫殊勿敢或失墜焉巳酉八月立秋後三日撰於小諸客舍 文科大學講師 日下寛並書□□

高山家の御生祠は爾來引き續き今日に至るまで連綿として毎年九月七日、高山家御駐蹕の日を以て式日と定め、御祭典を執行して居る。加之余が今回高山家の御生祠に參拜して、同家が一度建設した此御生祠の御祭祀に關しても、周到なる用意を以て永代祭祀料の出處まで、明確にして居らる事を知つて、同家の敬神尊皇の念慮が、如何に深密であるかに感激を禁ずることを得なかつた次第である。今此の點を明かにする爲め、高山永三郎昌美氏編輯、明治天皇御巡幸五十年記念帖（昭和二年二五八七一九二七九月刊）から關係記事を抜抄して見よう。

御巡幸記念祭日並に祭資金

御巡幸記念日を毎年九月七日とし行在所遙拜祠前に於て、陛下の萬歳を祈り奉り、祭典を行ひ、赤飯を供へ、親戚知己へ赤飯を配布するを毎年の行事と定め執行す。高山重三郎昌孝は嗣子昌美と謀り、後世子孫をして忠君愛國の旨趣を奉戴し、皇恩に酬いん爲め、永代記念祭基本資金として、株式會社佐久間商業銀行株式此額面金壹百圓を、永久子孫に傳へ保管し、祭資に充てしむる事とせり。

朝な夕な御幸のあとををろがみて

むくいまつらな世々のわが子ら 昌美

(記念帖二十一頁)

但し此祭祀基金は經濟界の趨勢に應じて高山家にて其後増額されてをる。

以上、余は今回小沼村の高山家に於ける明治天皇の御生祠に參拜する光榮に浴し、實地を見聞した顛末を略記し、同御生祠研究一斑の説明とする。

余の此行、本年七十五歳の高齢にも拘らず、余を御代田驛まで態々出迎へられた高山永三郎大人・同令息郷三君並に小沼村長廿利貞久君、及長野市より態々出張して余を案内せられた倉嶋鬼成君等の厚意を深謝する。尙同日余は親しく高山家の明治天皇御生祠に參拜した機會を以て、左の腰折一首を書して、高山大人に贈呈した。

大皇は神にしますと生きほごら

いはひまつりし高山の大人

高山家奉祀明治天皇御生祠文献拔抄影寫

(一) 貫名正祁氏自筆馬瀨口御小休所記首尾一明治二十年撰文



馬瀨御小休所記

明治十一年秋

聖上巡幸東海北陸二道盛典

至上出出門外徐御連解后從之

此日賜昌孝於金什伍圓後九

月十六日長野縣傳官内省命

又賜什圓十月六日昌孝建官

於宅後園奉

御真生相之先是北國諸藩加賀

傳子孫云

明治二十年七月十五日

貫名正祁謹記



祝詞

言卷 綾子尊 現御神 大洲國 祭

天皇命去 明治十二年九月東海北陸 巡幸給 際此皇爲

外信濃國煙立溪間嶽 麓 馬瀬口 里 道 筆 坐 時

天碑 建設 亦 添 大殿 造備 年每 御祭 仕奉 故 掛

卷 綾 尊 天 神 地 祇 等 此 狀 諸 食 聞

天皇命 御壽命 承 入 奉 奉 築 五 是 碑 文 爲 津 若 垣 敷

明治三十三年七月十六日

社掌 株田 道 別

(乙)

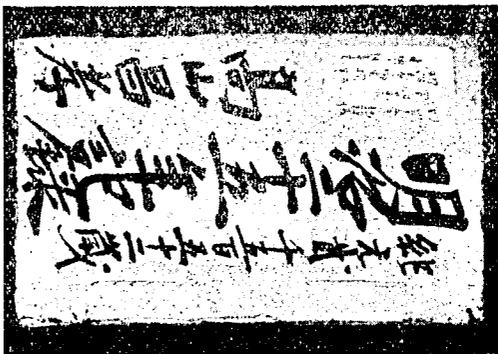
右建碑及遙拜石祠

(大殿)創立の際猿

田道別社掌の白し

奉りし祝詞文の抄出

(三) 明治二十五年の高田家日記帳の中、御生祠關係の要所



(甲)

へ書き張り
紙は昭和十六
年十一月八日
加藤玄智高田
家訪問の際撮
影の便に供せ
しもの

日記帳中の記事

○建宮祠
 明治二十五年四月廿日、御生祠、園、
 板宮の建設に、御生祠、奉祀、
 明治二十五年五月廿日、板宮、修築、し、り、り、り、
 宮祠の更造、神宮宮地、
 陛下、宮を、御生祠、御生祠、

(乙)

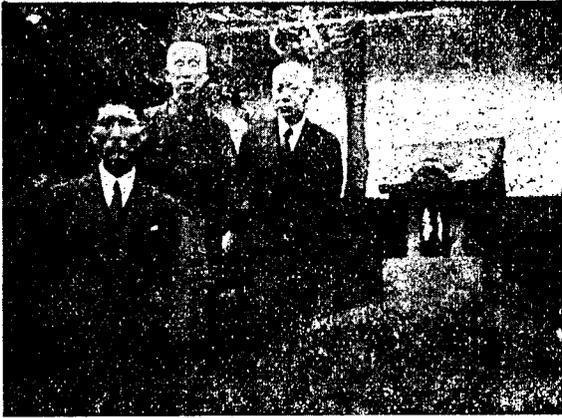
(丙)

高田家日記帳、御生祠、御生祠、
 高田家日記帳、御生祠、御生祠、
 高田家日記帳、御生祠、御生祠、

信州北佐久郡小沼村高山家後庭内奉安明治天皇御生祠（加藤）



明治天皇御生祠
昭和十六年十一月八日攝影



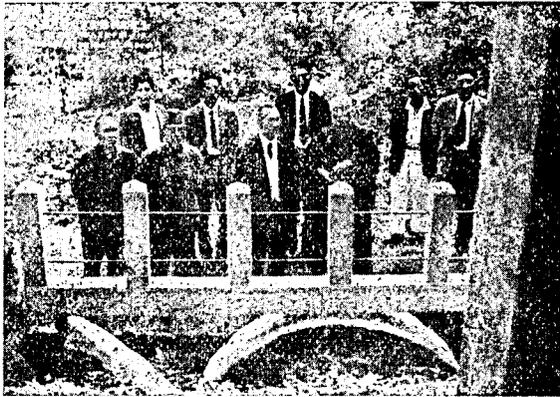
立側祠生御皇天治明 齋奉家山高

(右てつ向) 智玄 藤加

(央 中) 郎三永山高

(左てつ向) 三郷 山高

影撮日八月一十年六十和昭



影撮日十三月八年六十和昭

水膳御の保久北裏邸山高

(は服和中の(服洋・服和)名兩央中)
(登木鈴事知縣野長は服洋郎三永山高)